

上野事務所ニュース

28年2月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

キャリアアップ助成金が拡充されます

平成28年2月10日からキャリアアップ助成金が拡充される予定です。有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの非正規雇用の労働者のキャリアアップ等を促進するための取り組みを実施した場合に、事業主に対して助成されます。

1. 正規雇用等転換コース

- 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合
- ①有期⇒正規 1人当たり60万円(改正前50万円)
- ②有期⇒無期 1人当たり30万円(改正前20万円)
- ③無期⇒正規 1人当たり30万円(中小企業は変更なし)

2. 多様な正社員コース

- 有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用等した場合
- ①有期⇒多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)
1人当たり40万円(改正前30万円)
- ②無期⇒多様な正社員
1人当たり10万円(改正前30万円)
- ③多様な正社員⇒正規
1人当たり20万円(新規) ※正規⇒短時間正社員を除く

3. 人材育成コース

- 有期実習型訓練終了後、対象者全員を正規雇用労働者等に転換した場合
- OFF-JTにかかる経費助成の上限額※実費を限度
- 100h未満 1人当たり15万円(改正前10万円)
- 100h以上200h未満 1人当たり30万円(改正前20万円)
- 200h以上 1人当たり50万円(改正前30万円)

◆ご注意

1、2のコースは転換等の日、3は訓練計画届提出の日が平成28年2月10日(予定)以

降となる場合に改正後の支給額が適用されま
す。ただし、改正後の支給額が改正前の支給額
を下回る場合は、平成28年3月31日まで
の間、改正前の支給額が適用されます。

パートタイマー の社会保険加入 要件について

【これまでの基準】
社会保険の加入
基準について、現行
の厚生年金保険法
では明確な決まり

がありませんでした。

調査の際には以下の基準に当てはまる
場合に社会保険に加入するよういわれ
てきました。

- ・1日の所定労働時間が、一般社員のおおむね4分の3以上
- ・1ヶ月の所定労働日数が、一般の社員のおおむね4分の3以上

【基準の明確化】

平成28年10月1日より厚生年金保険
法で、以下のようにまとめられる予定です。
「その事業所の通常の労働者の、1週間の
所定労働時間の4分の3未満又は1カ月の
所定労働日数の4分の3未満」

施行後は、これを基準に調査が行われて
いくものと思われます。“所定労働時間が1
日8時間で週5日勤務の事業所(週40
時間)”では、雇用契約の内容が、週30
時間以上か月の所定労働日数が16日以上
になる場合は、社会保険に加入することに
なります。

今年、生年月 日で影響を受 ける方

- (1)昭和51年生まれ(満40歳)
- ・介護保険第2号被保険者に該当
⇒誕生日前日の属

する月より介護保険料が発生します。
発生した翌月に支払われる給与から健康保険料に加えて、介護保険料も徴収します。

◆1 日生まれの方はご注意ください。

(例) 2/1 誕生日の前日は 1/31 です。

【誕生日前日の属する月】

1 月です。1 月より介護保険料が発生します。

【保険料の徴収月】

2 月です。2 月支払分で徴収します。

(2) 昭和 31 年生まれ(満 60 歳)

・ 60 歳到達時賃金月額登録

⇒ 5 年以上雇用保険に加入している場合、登録を行います。60 歳到達時賃金月額の 75%未満の賃金で働く場合、高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。

(3) 昭和 31 年生まれの女子(満 60 歳)

・ 25 年の加入年数を満たしている場合、老齢年金の請求を行います。老齢厚生年金の基本月額と標準報酬月額、標準賞与額を 12 で割った額を合算した金額が 28 万円を超えると、年金の 1/2 が停止されます。

(4) 昭和 30 年生まれの男子の 60 歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢

① 1/1~4/1 生まれの方は 61 歳です。

② 4/2~12/31 生まれの方は 62 歳です。

(5) 昭和 27 年 4 月 1 日以前生まれ

・ 雇用保険料が免除

⇒ 4 月分の給与から控除の必要はありません。

(6) 昭和 26 年生まれ(満 65 歳)

・ 介護保険第 1 号被保険者に該当

⇒ 介護保険料は直接市町村に納付(年金から天引き)となります。誕生日の前日の属する月より介護保険料がかからなくなります。

かからなくなった翌月に支払われる給与から介護保険料を控除する必要はありません。

◆1 日生まれの方はご注意ください。

(例) 2/1 誕生日の前日は 1/31 です。

【誕生日前日の属する月】

1 月です。1 月より介護保険料がかからなくなります。

【保険料を引かなくなる月】

2 月です。2 月支払分から保険料を控除しません。

・ 在職老齢年金の支給制限緩和

⇒ 28 万円が 47 万円に緩和されます。

老齢基礎年金は満額受給です。

(7) 昭和 21 年生まれ(満 70 歳)

・ 厚生年金被保険者資格喪失


⇒ 在職老齢年金の支給制限は引き続きです。

(8) 昭和 16 年生まれ(満 75 歳)

・ 後期高齢者医療制度に移行します。

Q&Aなぜなにどうして?

Q; 医者の指示で医療用の装具が必要になった社員がいます。療養費の

 支給申請時に領収書の原本を添付しますが、添付するのは原本でないといけないうるか?

A; 療養費の支給申請手続きは、主に次のような場合に生じます。

① 資格取得途中で手元に健康保険証が届いていないといったやむを得ない事情で、健康保険を使わずに 10 割を負担する自費で受診した場合

② 治療用の装具の費用の全額を一時立替払いし、かかった費用の 7 割分を療養費として請求する場合

支給申請手続きでは領収書の“原本”を添付しますので手元に原本がなくなりますが、手続き時に「領収書の返却希望」とメモを付けておくと、協会けんぽの場合、審査後領収書が本人に返送されます。

確定申告で医療費控除に該当する場合、添付する領収書は、原則“原本”となっていますが、原本でなくてもあらかじめ取っておいたコピーに「原本は健康保険の手続で提出済み」と記入したものを添付しても確定申告時に受け付けてもらうことができます。